特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

コンプライアンス規程

第一条（目的）

本規程は、当連盟におけるコンプライアンスに関する体制、行動規範を定め、もって公正かつ健全な連盟運営及びスポーツの価値・インテグリティの保護に資することを目的とする。

第二条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、定款、連盟の諸規程及び国際競技連盟等の規則を遵守するとともに、社会規範及びスポーツの価値・インテグリティに即して公正かつ誠実に行動することを言う。

第三条（適用範囲）

本規程は、当連盟の役員、職員、選手、指導者、審判員、委員会委員その他当連盟の活動に関係する者に適用する。

第四条（推進体制）

１．理事会は、本規程の実施・運営の為「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員長を任命する。

２．本規程の運営は、コンプライアンス委員会が担うものとする。

　　コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化に係る方針・計画の策定及び推進、実施状況の点検、リスクの把握その他必要な事項について、組織的かつ継続的に取り組むものとする。

３．コンプライアンス委員会は、少なくとも年１回以上開催する。

４．コンプライアンス委員会は、その活動状況及び審議結果を理事会に報告するとともに、必要に応じて理事会に対し助言又は提言を行うことができる。

５．危機管理体制の構築及び運用に当たっては、コンプライアンス委員長が危機管理担当を兼務する。

６．コンプライアンス委員会は、委員長及び数名の委員をもって構成し、委員には、有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を配置し、少なくとも１名は弁護士とする。また、女性委員を少なくとも１名以上配置する。

７．コンプライアンス委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

第五条（内部通報制度）

１．内部通報制度の運営の為「コンプライアンス相談窓口」を事務局に設置する。

２．法令、条例、規則、利益相反防止や本規程で禁止されている行為が行われている、または、その疑いがあるという情報に接した本規程の適用対象者は、その情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することができる内部通報制度を構築する。

３．内部通報制度を通じてリスク・コンプライアンス情報を受けとったコンプライアンス相談窓口は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。

４．コンプライアンス委員、相談窓口担当者は、守秘義務を負う。相談・通報への対応に関与する者は、相談・通報者を特定し得る情報、相談・通報内容その他相談・通報に関して知り得た情報について、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

５．内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。相談・通報者を特定し得る情報及び相談・通報内容は、調査及び対応に必要な最小限の範囲で共有し、適切に管理する。

６．誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した者に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いは行わない。

７．コンプライアンス相談窓口の連絡先、相談・通報の対象及び利用方法は、連盟ウェブサイト等に掲載し、連盟関係者等に恒常的に周知する。

８．当連盟は、研修その他の機会を通じて、相談・通報制度を周知するとともに、相談又は通報がコンプライアンスの確保に資する正当な行為であることについて、役員、職員その他連盟関係者への理解促進を図る。

９．当連盟は、虚偽と知りながら行った通報を除き、通報等を行ったこと又は調査に協力したことを理由として、通報者又は調査協力者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

第六条（相談・通報への対応）

１．コンプライアンス委員会は、前条第 3 項の報告を受けた場合、相談又は通報の内容を確認し、調査の必要性及び調査方法について検討する。

２．コンプライアンス委員会は、事案の内容に応じて、顧問弁護士その他の外部有識者に専門的な助言を求めることができる。

３．調査を行う場合は、事案の内容に応じて調査担当者を定め、速やかに必要な調査を行う。

４．当該事案に利害関係を有する者は、当該事案に係る調査、審議及び対応方針の決定に関与してはならない。

第七条（行動規範）

１．業務の遂行

① 個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的行動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。

② 自らの成果領域と責任権限に基づき、自己研鑽に務めること。

③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任を持って行動するように努めること。

④ 安全で快適な競技環境を実現する。

⑤ 暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断し、これらを利用し、又は関係を持たないこと。

⑥ 競技者の安全及び心身の健康を尊重し、セーフガーディング（障がいのある選手を含む選手の保護）を実践すること。

⑦ ドーピング防止に関する法令、規程及び規則を遵守し、ドーピング行為又はこれを助長する行為を行わないこと。

⑧ 八百長その他の競技結果の不正操作及び違法賭博を行わず、又はこれらに関与しないこと。

⑨ 職務上の利害関係を適切に管理し、利益相反を回避し、又はそのおそれがある場合には報告すること。

暴力団排除に務めること。

２．情報の管理

① 誠意を持って、情報の収集に努める。

② 個人情報に関する取扱いは、別途定める「個人情報保護規程」によるものとする。

３．情報、連盟財産の尊重

① 連盟情報をむやみに開示漏洩しないこと

② 個人情報を保護し、その収集、利用、管理に当たっては適正な方法で行うこと。

③ 連盟財産を私的に流用しないこと。

４．広報活動

① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。

② 新聞、雑誌、テレビ等の報道関係と接触し情報を開示する場合は、事前に所定の連盟手続きを得ること。

③ 社会に対し、連盟の知名度向上をはかり、また、連盟に対する人々の好意と信頼を獲得し、健全な連盟発展普及のための環境づくりを行うこと。

④ 他者を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。

⑤ 政治、宗教等については、広告表現の対象とせず、また、人種差別、障がい者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第八条（懲戒処分）

法令又は連盟規程に違反する行為が認められた場合は、懲罰委員会規程、処分規程その他関係規程に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第九条（教育研修）

当連盟は、役職員、選手及び指導者並びに審判員に対して、コンプライアンスに関する教育・研修を少なくとも年1回以上、計画的に実施するものとする。

第十条（改廃）

本規程の改廃は、コンプライアンス委員会で事前に協議したうえで、理事会の承認を得て、効力を発するものとする。

第十一条（施行）

本規程は、令和4年7月24日から施行する。

本規程は、令和8年10月3日から改正施行する。